

令和8年度 市税等納期限一覧表(牛久市)

※二次元コードのない納付書は、下記の金融機関または牛久市役所での納付をお願いします。

常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、水郷つくば農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

年月日	税目・使用料・保険料等(期別)
令和8年 4月10日(金)	児童クラブ負担金(4月分)
4月27日(月)	介護保険料(1期)
4月30日(木)	固定資産税(1期)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(4月分)
5月11日(月)	児童クラブ負担金(5月分)
6月 1日(月)	軽自動車税／給食費(4・5月分)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(5月分)
6月10日(水)	児童クラブ負担金(6月分)
6月26日(金)	介護保険料(2期)
6月30日(火)	市県民税(1期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(6月分)
7月10日(金)	児童クラブ負担金(7月分)
7月27日(月)	後期高齢者医療保険料(1期)
7月31日(金)	固定資産税(2期)／国民健康保険税(1期)／下水道受益者負担金(1期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(7月分)
8月10日(月)	児童クラブ負担金(8月分)
8月26日(水)	介護保険料(3期)／後期高齢者医療保険料(2期)
8月31日(月)	市県民税(2期)／国民健康保険税(2期)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(8月分)
9月10日(木)	児童クラブ負担金(9月分)
9月28日(月)	後期高齢者医療保険料(3期)
9月30日(水)	国民健康保険税(3期)／下水道受益者負担金(2期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(9月分)
10月13日(火)	児童クラブ負担金(10月分)
10月26日(月)	介護保険料(4期)／後期高齢者医療保険料(4期)
11月 2日(月)	市県民税(3期)／国民健康保険税(4期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(10月分)
11月10日(火)	児童クラブ負担金(11月分)
11月26日(木)	後期高齢者医療保険料(5期)
11月30日(月)	国民健康保険税(5期)／下水道受益者負担金(3期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(11月分)
12月10日(木)	児童クラブ負担金(12月分)
12月25日(金)	固定資産税(3期)／国民健康保険税(6期)／給食費(12月分)
12月28日(月)	介護保険料(5期)／後期高齢者医療保険料(6期)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(12月分)
令和9年 1月12日(火)	児童クラブ負担金(1月分)
1月26日(火)	後期高齢者医療保険料(7期)
2月 1日(月)	市県民税(4期)／国民健康保険税(7期)／下水道受益者負担金(4期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(1月分)
2月10日(水)	児童クラブ負担金(2月分)
2月26日(金)	介護保険料(6期)／後期高齢者医療保険料(8期)
3月 1日(月)	固定資産税(4期)／国民健康保険税(8期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(2月分)
3月10日(水)	児童クラブ負担金(3月分)
3月31日(水)	国民健康保険税(9期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(3月分)

※口座振替日は納期限と同日となります。ただし保育料・保育園給食費・住宅使用料は毎月26日(土・日・祝日の場合は翌平日)が口座振替日となります。

キ
リ
ト
リ

切
取
り
お
使
い
な
い
と

市税等の納期内納付にご協力ください

① 口座振替で納付

納期限にご指定の口座から振替されますので、窓口に行く必要がなく、納め忘れがなくなります。また、自動継続のため毎年の手続きは不要です。

◆**申込方法** 下記のいずれかの方法でお申し込みください。

申込用紙による方法	Webによる方法(下水道受益者負担金を除く)
預金口座振替依頼書に必要事項を記入の上、 納期限の40日前まで に取扱金融機関にお申し込みください。 ※預金口座振替依頼書は収納課または市内の取扱金融機関窓口にあります。	市ホームページ「市税等のWeb口座振替受付サービス」(右記二次元コード)から申込期限を参照の上、お申し込みください。 

◆**取扱金融機関** ※各本支店から振替ができます。 ※  はWeb申込対象外です。

常陽銀行	筑波銀行	三井住友銀行	水戸信用金庫	茨城県信用組合	中央労働金庫
水郷つくば農業協同組合	ゆうちょ銀行・郵便局	みずほ銀行	三菱UFJ銀行 (下水道受益者負担金を除く)	りそな銀行	埼玉りそな銀行

《ご注意》※領収証書の発行はありません。預貯金通帳等での確認をお願いします。

※確定申告用の社会保険料控除証明書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)は、1月下旬ごろ発送予定です。

※残高不足などの理由で振替ができなかった方には、口座振替不能通知書(納付書)を発行しますので、納付をお願いします。また、振替不能が続きますと、振替登録を解除させていただく場合があります。

② eL-QR(納付手続き用の二次元コード)で納付

納付書にeL-QRがあれば、パソコン・スマホアプリ・eL-QR対応の全国の金融機関で納付ができます。

※eL-QRについての詳しい情報は地方税共同機構のホームページをご確認ください。

※パソコン・スマホアプリ納付の場合は、領収証書の発行はありません。



地方税共同機構  検索

③ コンビニやスマホアプリで納付

納付書に記載のバーコードを読み取って納付ができます。取扱可能なコンビニやスマホアプリは納付書裏面でご確認ください。

【次に該当する場合は使用できません】

◆**バーコード使用期限(ゆうちょ銀行等取扱期限)を過ぎた場合** ◆**納付書1枚あたり30万円を超える場合**

※スマホアプリ納付の場合は、領収証書の発行はありません。

④ 軽自動車税納税証明書(継続検査用)送付の終了について

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)導入により継続検査(車検)時の納税証明書の提示は原則不要となりました。そのため、これまで口座振替納付・電子納付された方を対象に送付していた軽自動車税納税証明書(継続検査用)の送付を令和8年度以降終了させていただきます。ただし、以下のような場合には従来どおり紙の「軽自動車税納税証明書」が必要となる場合がありますのでご注意ください。



詳細はこちら

納税証明書の提示が必要となる場合

- ◆納付後数週間以内で、軽JNKSに納付情報が反映されていない場合
- ◆中古車の購入(名義変更)直後や、他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ◆車検を受ける車両に過去の未納がある場合

納付後すぐに継続検査(車検)を受ける場合

納付をしてから軽JNKSで納付が確認できるようになるまで1週間から1カ月程度かかります。口座振替納付・電子納付された方で納付後すぐに納税証明書が必要となる場合には、納付の事実が確認できるものをご用意の上、総合窓口課またはリフレ市民窓口で軽自動車税納税証明書(無料)を取得してください。

⑤ 前納報奨金制度の終了について

固定資産税・都市計画税について、前納報奨金制度は令和7年度で終了となりました。

【問い合わせ】収納課 ☎内線1065~1067